

「国際会議開催支援業務の委託
(第3回 PMDA リライアンス会合及び第8回アジアンネットワーク会合等)」
参加要項

第1条 「国際会議開催支援業務の委託(第3回 PMDA リライアンス会合及び第8回アジアンネットワーク会合等)」に参加を希望する者は、入札説明書で定める書類に加え、下記4.に掲げる提出書類を下記6.に掲げる方法で提出すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記5.に留意して行うこと。

第3条 提出期限日を超過した提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第4条 「国際会議開催支援業務の委託(第3回 PMDA リライアンス会合及び第8回アジアンネットワーク会合等)」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、下記7.のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 契約にあたっては、選定された企画提案書の全てを採用するものではなく、一部のみ採用し契約することがある。

第7条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：「国際会議開催支援業務の委託(第3回 PMDA リライアンス会合及び第8回アジアンネットワーク会合等)」

2. 契約期間

契約締結日から 2026 年 5 月 31 日まで

3. 入札説明会

本調達は、本入札公告のHP掲載をもって入札説明会の開催に代えることとし、質問については、受付期間内に限り受け付けることとする。

(詳細については、入札説明書「質問の受付」を参照。)

4. 提出書類・部数

- 企画提案書(電子媒体)計2部
 - ・ 事業者名記載したもの1部、事業者名を記載しないもの1部
 - ・ 事業者名を記載しないものについては、会社名を示すロゴマーク及びコーポレートカラー等の使用を禁ずる。加えて、事業者が特定できる情報を一切記載せず、特定できないよう最大限の配慮を行うこと。
 - ・ 事業者名記載したものについては PDF にロックをかけるまたは画像等、編集ができない状態とすること
 - ・ 企画提案書の構成および様式は定めないが、仕様書別添1を参照し作成すること。
 - ・ 企画提案書全体で 50 ページ未満とする。
- 郵送での提出の場合に限り、連絡窓口担当者の名刺

5. 留意事項

- 提出された企画提案書等提出書類に対する経費の支出は一切行わない。また、企画提案書等提出書類は返却しない。
- 企画提案書等提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画提案書等は非公開とする。
- 事業者名無しの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。(パンフレット、カタログ等は除く)
- なお、事業者名無しの提出物について、事業者の特定につながる情報が含まれると担当者が判断した場合、参加を希望する者に確認の上マスキングを行う可能性がある。

6. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ATC・二国間協力部

電話 : 03-3506-9456

e メールアドレス : Kokusaibu-chotatsu@pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください

(2) 提出期日

令和8年2月6日 17:00(必着)

(3) 提出方法

- ① 提出書類については電子媒体での提出を原則とし、やむを得ない場合は DVD 又は CD によ

る郵送での提出も可とする。

- ② なお、提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。
- ③ 土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

7. 選定

(1) 価格点の評価基準

価格点の満点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
(予定価格は公表しない。)

(2) 技術点の評価基準

別紙評価基準書を参照すること。

(3) 選定の手順

本業務の選定については、一般競争入札(総合評価落札方式)により落札者を決定する。落札者選定の手順については次に掲げるとおりとする。

- ① 提出された企画提案書について、上記 4. に掲げる事項を満たしているか、企画提案書に不備がないか確認する。確認結果は提出日から3営業日以内をめどに参加者に通知する。企画提案書に不備があった場合、提出期限内の差替えは認めるが、提出期限の延長は行わない。提出期限までに不備のない企画提案書を提出した者についてのみ、次の技術審査に進めるものとする。
- ② 提出された事業者名を記載しない企画提案書について、機構に設置した本業務に係る業者選定委員会の委員(以下「委員」という。)が、価格入札前に事前に確認を行う。
- ③ 価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。なお、プレゼンテーションの順番はこの時点で発表される。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- ④ 価格入札で入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、企画提案書に基づき、評価基準表による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社として実施する。
- ⑤ 委員は企画提案書及びプレゼンテーションに基づき技術審査を実施する。評価基準表の項目ごとに評価を行い、各項目の評価の平均点の合計を技術点の合計とする。なお、技術点のうち「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」以外の評価項目のいずれかが0点である場合は失格とする。
- ⑥ 機構は、技術点と価格点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。なお、技術に対する得点の満点は 1200 点、価格に対する得点の満点は 400 点とする。
- ⑦ 落札結果(落札者及び落札価格)については、2月 18 日(水)までに参加者全員にメールにて通知する。なお、評価の点数については非公表とする。
- ⑧ 入札に際し著しく低い価格の入札があった場合には、機構が調査を実施する。調査の結果、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする。

8. 結果の公表

後日、機構のホームページに、落札業者名を掲載する。なお、個別の得点については一切公表しない。

以上